

平成 30 年度第 1 回富田林市多文化共生推進委員会 会議録

開催日：平成 31 年 3 月 19 日（火）

場 所：市役所 201 会議室

時 間：13：30～15：00

出席者：委員 8 名（欠席 1 名）

傍聴者：0 名

《開会》市民人権部 嘉田部長より委員代表者に委嘱状の交付ならびに挨拶
《委員長・副委員長の選出》委員長に岡島克樹委員、副委員長に北川知子委員を選出

事務局： 会議に入る前に、岡島委員長、北川副委員長より、それぞれ一言ご挨拶をお願いし、ここからの進行は岡島委員長にお願いいたします。

岡島委員長： それでは一言ご挨拶申し上げます。まず、私は、富田林市内にある大阪大谷大学に勤務する者として、こういう形で地域に貢献できる機会を大変喜ばしく思っています。

二点目としては、この多文化共生推進ということに関して、ちょうど今日の午前中に市の職員研修があり、多文化共生とはどういうことか、多文化共生推進指針の概要と、昨年 12 月に成立した改正出入国管理及び難民認定法、そして派生する国の施策について、私が勉強したことを皆さんにお話してきました。国として非常に大きく転換しようとする中で、自治体に対してどういう影響を与えるのか、大枠は理解できているものの、細かいところまではなかなかわかりません。ただ、富田林市における多文化共生の推進は、他市と比べて、結構蓄積があり、先進的な部類に入るのであろうと思います。ですので、ぜひ、委員の一人として、いかに新しいコンポーネントを含む国の大きな動きに対応し、富田林市の先進性というものを維持しながら強化していくかということ、皆さんと勉強しながらやっていければと思っています。よろしくをお願いいたします。

北川副委員長： 10 年前に多文化共生推進指針の起草委員を務め、教育のことはずっと勉強もしてきたし、それ以前から、多文化交流ネットという、教育委員会と学校現場と市民団体、市民ボランティアをつなぐ会議の場に参加させていただいていました。10 年前の委員会では、教育以外の行政のいろいろな部署の皆さんとお話する機会がたくさんあり、私自身すごく勉強になりましたし、外国人市民がいろんな生活の場面で本当にいろんなところに助けられて市民として生きていくし、またいろんなところで市民として市のために働いていくという動きを作ることが大切だなあということを実感しました。10 年経ち、より一層富田林

の多文化共生が進んでいくようにお手伝いできて、ありがたいなと思っています。よろしくお願いします。

岡島委員長： 他の委員の皆さんにも、簡単に自己紹介をお願いします。

高委員： とんだばやし国際交流協会のスタッフをしています、高です。中国から来ました。南河内の外国人市民の一員として、この多文化共生社会を作るために貢献したいと思っていますので、よろしくお願いします。

竹田委員： 市民協働課の竹田です。皆さんと協力して、指針の改訂について、いいものを作り上げていきたいと思っていますので、ご協力よろしくお願いします。

山本委員： 人権政策課の山本です。これまでも外国人の人権問題を取り上げてきて、今後もまた状況が変わってくるというところで、国際交流協会さんとも協力しながらやってきました。今回、多文化共生推進指針の見直しということで、人権政策課とも大変関連のある話であり、人権の視点からご意見させていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

松本委員： 危機管理室の松本です。多文化共生という観点では、去年、国際交流協会さんから出前講座の依頼があり、いろいろとご協力いただきました。また、ハザードマップの更新の時期になり、その多言語対応などで関わっています。よろしくお願いします。

土井委員： 市民窓口課の土井です。私が市民窓口課にきて、満 17 年になります。10 年前に、多文化共生推進指針が策定されましたが、その頃は外国人市民といえば中国の方、韓国の方がほとんどでした。ここ数年は、ベトナム、フィリピン、スリランカ、インドネシアの方など、言語対応が英語だけ、中国語だけでは追いつかない状況になっています。これからの施策としては、言語でコミュニケーションをとっていくのも、当然、大事なことだと思っています。また後ほど、用意しているパソコンを使って説明させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

西岡会員： 教育総務部教育指導室の西岡です。教育指導室では、学校教育の中での多文化共生の教育のあり方といったことを推進しています。急速にグローバル化が進む時代にあって、自分の国や母語に誇りをもって、お互いのことを理解した上できちんと付き合っていける子どもたちを育てていくということでは、やはり学校教育の中で多文化共生教育に取り組んでいくことは非常に重要なことだと考えておりますので、一緒に勉強させていただきながら、より良い取組みを進めていけたらと思います。よろしくお願いします。

岡島委員長： ありがとうございます。それでは皆様のご協力を賜りながら議事を進めてまいりたいと思いますので、是非ご協力よろしくお願いします。

ます。それでは、議事に入りたいと思います。

事務局： 《「(1) 会議の公開について」説明》

岡島委員長： 本会議は、富田林市の多文化共生のまちづくりを推進することを目的として開催されるものであり、個人情報などに触れることはありません。情報公開条例の第6条にも該当しないと思われまますので、この会議は、公開とするということによろしいかと思いますが、皆様ご異議ないでしょうか。

ご異議ないようですので、この会議は公開と決定させていただくことにいたします。会場の都合もございませし、傍聴の人数は5人程度が適当であると思われまますが、いかがでございませうか。

《異議なし》

ありがとうございます。それでは、傍聴希望者がおられるかどうか、事務局は確認をお願いします。

《傍聴希望者なし》

次に、会議の記録については、委員名簿とともに原則として公開することになり、皆様の発言について、個人が特定されることとなります。この会議において、各委員の自由な発言を保障するため、会議内容は要旨記録とすることによろしいかと思いますが、いかがでございませうか。

事務局： 会議録については、要旨をまとめた会議録（案）を事務局が作成し、事前に委員の皆様にご内容の確認をしていただいた後、市ウェブサイトならびに市役所1階の情報公開課窓口にて公開することを考えています。そのため、会議録作成における録音について、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

先ほど岡島委員長のお話にもありましたように、資料4「平成30年度多文化共生推進委員会委員名簿」につきましても、公開させていただく予定ですので、併せてご了承のほどよろしくお願いいたします。

岡島委員長： よろしいでございませうか。では、議事を続けます。

事務局： 《「(2) 富田林市多文化共生推進指針策定とその後の経過について」説明》

岡島委員長： 皆さんから、補足として、これまでの取組み事例などがあれば是非、情報共有をお願いいたします。

竹田委員： 多文化共生とはちょっと話が変わりますが、富田林市内にも多くの外国人の方が来られており、今年度は友好協力関係にある中国の彭州市や、他にも特に中国、韓国から行政担当者が頻繁に視察訪問に来られ、寺内町やサバーファームを見学されるということが続いています。また、先月、市民協働課の窓口にご相談があった件について報告します。ある日本語を話すことができない外国人市民の方が重い病気になり、大きな病院に通われました。医師が、ご家族に日本語で説明され

る際に、通訳が必要になります。ただ、国際交流協会でも通訳サポートの事業はあるのですが、医師の重要な説明などについては対応しかねる場合もあるということで、どうしたらいいのかという苦情をおっしゃっていました。そのときに一緒に来ていた支援者の方から、こういう事業については充実させてほしいという声を頂戴しました。

それともう一点、外国人労働者の受け入れ拡大に関連して、各自治体がどの程度、多文化共生事業を実施しているかという記事が、日本経済新聞の1面に掲載されていました。全国の約9割5分の自治体がアンケートに協力し、その一覧表が日経新聞電子版に載っていました。

土井委員：

総務省から、マイナンバーで利用するマイナポータル用端末が各自治体に数台ずつ配布されており、この端末を利用して Google 翻訳を使えるようにしています。101の言語を利用でき、音声を使った翻訳も可能です。4月以降、法改正もあり、いろんな国から外国人市民が転入されてくるであろうという推測から、こちらの端末を活用しようということです。窓口には、通訳者が同伴して転入の手続きなどをされる場合が多いのですが、やはり、中にはそうでない場合もあります。生活上の苦情や相談で来庁されることも考えられます。市民窓口課を一元化窓口としてこの端末を設置し、他課でも利用してもらえるよう、庁内で周知しています。現に、先日、保険年金課の窓口で英語圏の方が来庁され、国民年金の還付請求の話になったものの、なかなか「還付」という言葉が通じなかったところ、この端末を利用したことで、手続きができて喜んでいただけたということを知っています。外国人市民が必ず英語を話せるとは限らず、中国語、さらにはベトナム、フィリピンの言葉となると、こういったアプリを利用するというのも迅速な対応の一つであり、これからもこういった形で、手続きで利用できたらと考えています。

山本委員：

人権政策課では、富田林市人権行政推進基本計画を策定しています。計画期間が10年で、第一期の計画が今年度、最終年度となることから、第二期の基本計画を策定しています。2月には審議会から答申をいただき、今、最終調整をしているところです。審議会には国際交流協会からも委員として入っていただき、意見をいただきました。本計画では、個別の人権課題の一つとして、外国人市民の方の人権についても取り上げています。この10年間でも大きく状況が変化し、たくさん外国人市民が生活するようになってきて、例えば就職などで人権侵害を受けるというような状況も増えてきています。大きなところでは、ヘイトスピーチの問題が社会問題化し、ヘイトスピーチ解消法ができたことで大規模なデモは減ったものの、最近ではインターネット上の書き込みなどが発生しているというような状況もあります。第二

期計画では、国際交流協会と今後とも協力して取り組みを充実させること、多文化共生推進指針を現状に合わせて見直し、多文化共生の推進をはかるということを書かせていただいています。そういう意味でも、今後の外国人の人権問題を考える上で、多文化共生推進指針は重要になってくると思います。

西岡委員： 市内の各小・中学校では、近年、ベトナム、中国国籍の子どもたちの増加傾向がみられます。外国から直接渡日してくるケースもあり、児童生徒だけでなく、保護者も日本語を話せないケースも増えてきています。また、外国籍の子どもたちだけでなく、外国にルーツのある児童生徒も在籍しています。そうした中で、小・中学校に日本語指導員という、母語のわかる、支援をしていただける方を配置して、通訳・翻訳や、放課後に子どもたちの母語指導にも取り組んで、多文化共生教育に力を入れていっているところです。小学校については、中国語、ベトナム語、アラビア語、ツィー語、中学校においては、中国語、アラビア語、タガログ語の日本語指導員を配置しています。そういった子どもたちも増えていっているということで、さらに日本語指導を充実させるという観点からも、日本語指導員の配置についても充実を図っていく必要があるという認識をもっています。

松本委員： 危機管理室では、小学校等の避難所、避難場所表示の看板に、英語、韓国語、中国語、そして近年ベトナムの方が増えているということで、今年度の更新時からベトナム語でも表記をしています。また、冊子状のハザードマップは英語、韓国語、中国語、やさしい日本語版があり、平成 29 年度に改訂しました。市民の方に転入手続き時にお渡しすることになっているのですが、ベトナムの方が増えているということで、次の見直しのときには、その辺も調べて対応したいと思っております。

岡島委員長： ありがとうございます。ここまでのお話を踏まえて、ご意見、ご質問をお受けしたいと思えます。

竹田委員： 教育委員会で、日本語指導員を配置されているということですが、その人材は国際交流協会に依頼されているのですか？

西岡委員： 人材については、なかなか見つけるのが大変で、国際交流協会の方からご紹介いただいているという形がほとんどです。

岡島委員長： 西岡委員に質問です。個々の外国にルーツをもつお子さんへの指導ということと、日本人のお子さんへの多文化共生を推進するような教育ということで、本市におけるお子さん一般に対する多文化共生教育というのは、何か指針などの文書があるのでしょうか。また、実績などがまとめられているものが資料としてあるのでしょうか。

西岡委員： 市として、特に多文化共生教育ということでとりまとめているという形ではなく、むしろ学習指導要領に基づいて、総合的な学習の時間な

どで各学校の実態に基づいて実施しているという形がほとんどです。

岡島委員長： ありがとうございます。

それから、土井委員への質問です。Google 翻訳に関しては、私は英語を話しますが、時に「あれ？」と思うこともあります。コミュニケーションが広がれば、同時にミスコミュニケーションも広がる可能性もあり、そういう行政の用語がきちんと Google 翻訳で対応できているのだろうかということが一点。もう一つは、私の理解では、例えば病院と患者さんとの間に入る通訳で、通訳者が医師の言うことそのままその言語に直してもうまく伝わりません。通訳のカギは、そこにどう情報を補って説明してあげられるかというところがミソであり、Google 翻訳と実際の通訳者の違いです。現場では、そういう意味では機械の普及というのは確かに大きなアシストになる一方で、難しさも出てくるんじゃないかなと思っています。その点はどうですか。

土井委員： 発音などの関係で、うまく翻訳できない場合もあるようです。その際は、こちらで必ずやさしい日本語に置き換えて説明するようにしています。転入の手続きというのは、だいたい基本的な内容は決まっています。転入で住所を置きます、これからごみのシールをもらってくださいとか、保険の手続きをしてくださいとかいうようなご案内だけです。言語で迷うようなことは、窓口では今のところありません。ただ、生活上の相談などをされるとなれば、機械翻訳ではなかなか通じないこともあり得ると思います。まだこちらでは相談などに詳しくは対応したことがありませんが、そういった場合はなるべく、やさしい日本語を心がけてお話しするようにはしています。

岡島委員長： ありがとうございます。そういう翻訳ツールとしての技術的な難しさとともに、やはり行政としての対応ということでの難しさがあると思いますが、手続きの中の一部はアプリでも十分対応できる場所もあるということで、勉強になりました。

土井委員： 必ずしも翻訳サイトに頼るのではなく、そこはコミュニケーションであり、身振り手振りや、案内した先の窓口まで同伴してお話を続ける、こちらからアクションを起こすというのも一つですので、多面的にサポートするということが必要かと思います。

岡島委員長： なるほど、ありがとうございます。

竹田委員： 少し補足説明させていただきます。ここ 1、2 年間で、市として翻訳アプリを導入してはどうかという提言が議会でも何回かあり、スマートフォンで WeChat という翻訳アプリを利用したらどうかと、議員から具体的な提言までされているような状況がありました。Google 翻訳が利用できる端末を市民窓口課で導入したのが、今年の 3 月からです。それまでは、大阪府外国人情報コーナーのサービスを利用し、専用ダ

イヤルに電話をして、通訳の方に出させていただいて、市職員、外国人市民と三者でやり取りするしかありませんでした。そこへ、マイナポータル用端末が余分にあったことから、まずこれを導入したという状況がありました。

岡島委員長： 12月に法務省が出した総合的対応策を見ている、こういうサービスを更に充実するという事ですので、科学技術の進展で補っていける部分というのは確かにあります。本市においても是非、積極的に利用していくことが重要ではないかと思えます。同時に、外国人市民とのコミュニケーションの壁は、言語上の壁だけではありません。国の政策では「心のバリアフリー」と書いてありますが、やはり心のバリアというものも取り除いていく必要があります、こうした分野については法務省の人権擁護機関との関連で書かれていることで、おそらく山本委員の課とも関係すると思えます。

もう一点。先週、学生と一緒に東北に行き、とある小学校でお子さんを亡くされたお父様のお話を伺う機会があり、ハザードマップのお話をしました。その小学校のいろんな課題の一つに、そのお父様いわく、あまり土地勘のない人々がハザードマップの作成、承認をしてしまったので、きちんと実際使う段にわかっていないところもあったんじゃないかというお話もありました。なるほど、ハザードマップを作るといふことのプロセスにおける住民参加というのは、大事なことだと。これは、なかなか大変な手間がかかることではありますが、本市のハザードマップの作成では、多言語化の際にとんだばやし国際交流協会も関わっているんじゃないかと思えますが、住民や関連団体の参画について、改めて少しだけお願いいたします。

松本委員： 冊子状のハザードマップは市内全体のもので、土砂災害の危険地域、「この辺が200年に一度の大雨で浸水するエリアです」「土砂災害の危険はこの地域です」など、全体的な情報を掲載しているほか、避難所の場所などを表記しています。これとは別に、地域のハザードマップというのがあります。これは町会単位で、いったん地域の白地図をお渡しして、住民の方が実際に調べて、危険な場所や消火栓の位置などを書き込んでいただき、それを市で預かって業者に出して、最終確認されたらA4くらいの大きさでその地域の住民の方に配るものです。町会館にもA1くらいの大きなサイズに印刷してお渡ししています。岡島委員長がおっしゃったのが、この事業のことかなと思えます。

岡島委員長： ありがとうございます。ハザードマップと一言で言っても、市全域の大きいものと、それぞれの地域に特化したものの2バージョンがあって、後者の方については、住民参加があるということで。

松本委員： ほとんど住民の方で作っていただいています。

岡島委員長： ありがとうございます。大変勉強になりました。

事務局： 《「(3) 富田林市多文化共生推進指針の改訂について」説明》

岡島委員長： 事務局から説明があったように、今年度の多文化共生推進指針の改訂は見送りますが、改訂時期を翌年、平成31年度というふうにしたいと私も考えます。ご了承いただけますでしょうか。

理由は、政府方針の変更が自治体レベルの行政や関連団体に与える影響が、まだまだ分からないためです。それが分からない状態で、富田林での議論はなかなか難しい。ただ、指針の策定から10年が経って、今年が改訂、見直しのいい時期ではあったので、何年も後にするというのはタイミングを逃すこととなります。それから、委員の皆さんそれぞれの分野で、いろんな研修会や説明会が、これから数か月ぐらいの間に出てくるだろうと予想しています。すべての情報ギャップが埋められるとは思いませんが、数か月経って、重要項目がいくつかわかってくると、より10年後を見通した形で私たちとしてもいろんな議論ができ、その方向性が大きく間違える確率がぐっと減るだろうと思いますので、平成31年度ということにさせていただきました。ご了承いただけますでしょうか。

それでは、会議の回数や開催時期については、事務局の考えを伺いたいと思います。

事務局： 事務局案としては、7月から11月頃にかけて会議を2回開催し、パブリックコメントをする予定です。1月頃のパブコメ後、2月から3月頃に会議を1回、合計3回開催できればと思っています。

岡島委員長： ありがとうございます。これに関して、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら、是非お願いいたします。よろしいですか。委員長からで申し訳ないんですが、二点ございます。

一点目は、回数のことですが、2回でできるかどうか、ちょっと自信がありません。正式には、2回の会議で一度結論に向けたことをしてパブコメに持っていってもう1回と、それでいいと思いますが、非公式の勉強会のようなものも設けることが可能なのであれば、柔軟にそういう形で対応することが必要ではないかと思います。

二点目は、委員構成に関してです。今年度のこの委員会を踏襲するような形で行うとしても、今のメンバーは、全員、関係者ですね。やはり、他市の動きをよく知っている人をもう一人、メンバーに入れる努力を是非していただきたい。私は、なるべく学識経験者として国の政策や他市の動きを勉強した結果をここに持ち込んできたいと思いますが、やはりより一層の第三者性を担保するということが大事だと思うので、是非努力していただきたいと申し上げておきます。

事務局： 《「(4) その他」情報共有のお願い》

岡島委員長： 皆さん、この機会に共有したい情報があれば、是非お願いします。よろしいですか。
それでは、これで平成30年度第1回多文化共生推進委員会の会議を終了します。ありがとうございました。